

2025年度日本スポーツ協会公認アーチェリーコーチ1養成講習会
愛知県アーチェリー協会登録者 受講資格について

第1条 目 的

公益社団法人日本スポーツ協会(JSPO)の主催する公認スポーツ指導者制度に基づき、公認コーチ養成講座の受講資格者として競技力向上から運営に関連する全てにおいて知見を持ち個人の主観にとらわれずアーチェリー競技界向上に寄与するものとする。

第2条 受講資格

- 1項 3級審判資格以上の取得者。 (過去2回の実施条件と同様)
(3級審判取得より競技運営に携わり 競技会全般を熟知した知見を必須とする)
- 2項 コンプライアンス違反、競技界関連にて違法行為と処罰・また認識された事の無い者。
- 3項 愛知県アーチェリー協会が 特段の事情より 必要と認めた者。
(特段の事情とは 既に高度な知見、経験を持ち 競技界にとっての向上が望める者)

第3条 本規約は愛知県アーチェリー協会 登録者を対象とする。他県より愛知開催の受講会申請者は第2条1項、3項を不適用とし、コンプライアンス違反、競技界関連にて違法行為と認識された事の無い者は受講できる。

附 則 この規定は2025年4月1日より施行する。